

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： きららケアプランサービス _____

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和5年1月1日改定]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (080-6430-0621) (月～金曜日 9:30～17:30)

担 当 介護支援専門員 松本祐輔 / 管理責任者 松本祐輔

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	きららケアプランサービス
所在地	糟屋郡宇美町宇美中央 1-3-3
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (福岡県 第 4073800619 号)
サービスを提供する 実施地域※	福岡県介護保険連合粕屋支部管轄内 (宇美町・志免町・須恵町など)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 介護支援専門員 1 名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時30分から午後5時30分まで

※ (土・日曜・祝日・12月30日～1月3日、8月13日～15日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を

いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口
に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

※介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

(但し、40 件以上は情報通信機器 (人工知能関連技術を含む) の活用や事務職員の配置が必要)

居宅介護支援費 (I)

(ア) 居宅介護支援 (I)-(i)

要介護 1・2 1086 単位 要介護 3・4・5 1411 単位

(イ) 居宅介護支援 (I)-(ii) 取扱件数 40 件以上 60 件未満

要介護 1・2 544 単位 要介護 3・4・5 704 単位

(ウ) 居宅介護支援(Ⅰ)-(iii) 取扱件数 60 件以上

要介護 1・2 326 単位 要介護 3・4・5 422 単位

居宅介護支援費(Ⅱ) 一定の情報通信機器(AIを含む)の活用または事務職員を配置

(エ) 居宅介護支援(Ⅱ)-(i) 取扱件数 40 件未満

要介護 1・2 1086 単位 要介護 3・4・5 1411 単位

(オ) 居宅介護支援(Ⅱ)-(ii) 取扱件数 40 件以上 60 件未満

要介護 1・2 527 単位 要介護 3・4・5 683 単位

(カ) 居宅介護支援(Ⅱ)-(iii) 取扱件数 60 件以上

要介護 1・2 316 単位 要介護 3・4・5 410 単位

(キ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300 単位

退院・退所加算 連携 1 回 300 単位、連携 2 回 600 単位、連携 3 回 900 単位

通院時情報連携加算 50 単位/月

※利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、意思等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合

入院時情報連携加算(Ⅰ) 1ヶ月につき 250 単位

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 200 単位

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月

※在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

特定事業所加算(Ⅰ) 519 単位/月

特定事業所加算(Ⅱ) 421 単位/月

特定事業所加算(Ⅲ) 323 単位/月

特定事業所加算(A) 114 単位/月

特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月

※前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること。

委託連携加算 300 単位/月

※特定事業所加算の要件

必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

※看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に受けての介護支援専門員が利用者の退院時等ケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。また「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

業務継続計画未実施減算

所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算(新設)

算定要件等

・以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する
 - ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる
- ※2025年3月31日までの間、減算を適用しない。

高齢者虐待防止措置未実施減算 ⇒ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）
算定要件等

以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催し、従業者へ周知徹底
- ・虐待防止の指針を整備
- ・従業者への、虐待防止のための研修の定期的実施
- ・上記措置を実施するための担当者の設置

身体拘束廃止未実施減算 ⇒ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）
算定要件等

以下の措置が講じられていない場合

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得な

い

理由を記録

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護職員その他従業者に周知徹底
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、原則介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要な場合があります。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情・事故発生時の対応

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

相談や苦情を受け付けた場合にはきちんと状況を把握・記録し法人全体の問題として捉え、どのように解決していけばよいのか、地域包括支援センター等と連携を図り問題解決に全力で取り組んでいきます。

(2) 事故発生時の対応

事故が発生しないように安全第一に取り組んでまいりますが、万が一事故が発生した場合には、人命最優先で対応させて頂き、状況によっては緊急搬送等の処置をとる場合もございます。

また、家族や担当の地域包括支援センター等にも連絡を行います。

事故が繰り返さないようにその時の状況を把握・記録し、地域包括支援センター等と連携を図り、問題解決・事故予防に全力で取り組んでまいります。

(3) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

※主な相談・苦情窓口一覧

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス相談窓口 642-7859

福岡県介護保険広域連合 認定係 981-9072

給付係 981-9073

指定係 981-9074

監査指導係 981-9075

福岡県介護保険広域連合 粕屋支部 652-3111

宇美町 地域包括支援センター 934-2249

志免町 地域包括支援センター 935-1041

須恵町 地域包括支援センター 932-1180

大野城 地域包括支援センター 501-2306

太宰府 地域包括支援センター 929-3211

博多第一 地域包括支援センター 643-6011

6. 当法人の概要

法人種別・名称	一般社団法人kouji
資本金	5,000,000円（資本準備金含まず） ※平成30年3月1日現在
社員数	10名（正社員3名、パート7名）
設立	平成23年2月
所在地・電話	〒811-2128 福岡県糟屋郡宇美町宇美中央1-3-3
	理事長 松本 祐輔 （代表電話） 092-932-0405
事業内容	居宅介護支援事業、地域密着型通所介護事業、介護予防・総合事業（第一号事業）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ サービス計画書に位置づける事業所については複数の事業所から選定を行います。
- ・ 位置づけする事業所の他にも照会・利用できる事業所がございます。

- ・ サービス計画書に位置づけした事業所の選定理由については担当者会議等で説明致しますが、ご不明な点はいつでもお尋ね下さい。
- ・ 前 6 カ月間に作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられたケアプランが占める割合について文面を用いて説明する事も可能です。
- ・ ケアプランに位置付けしている通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護、福祉用具サービスの併設事業所・同事業所の前 6 カ月間に作成された利用割合について文面を用いて説明する事も可能です。
(原則として半年に 1 回程度)

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に
対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については
終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

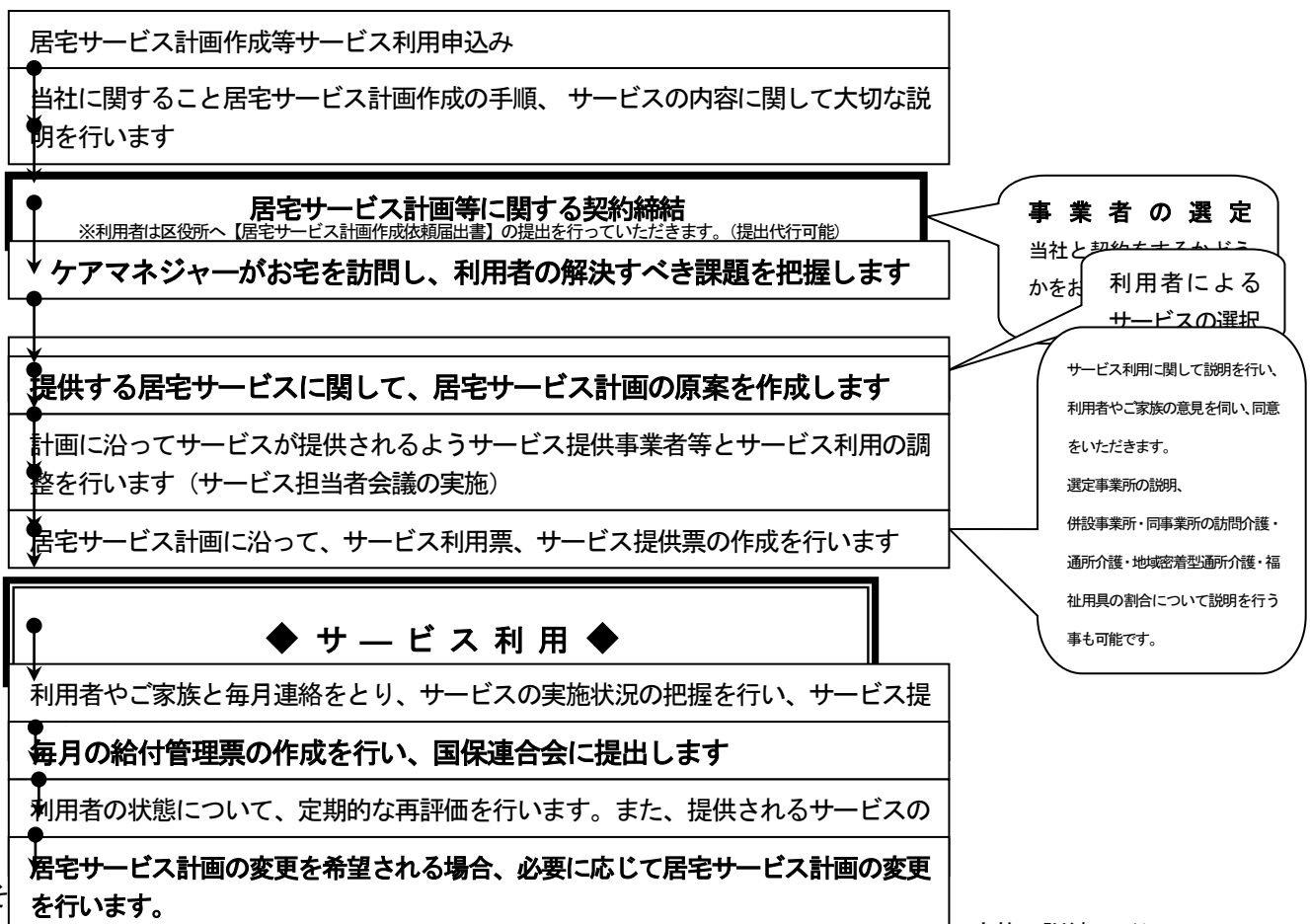
- ① 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
 - (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
 - (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。
- ② サービス割合の説明

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、以下について利用者説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表する。

 - (1) 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（努力義務）
 - (2) 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合（努力義務）
 - (3) 利用者やその家族はケアプランの作成にあたってはケアマネージャーに対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、およびケアプランにその事業者を位置づけた理由の説明を求める事が可能です。
- ③ オンラインツールを利用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行う事ができるものとする。その際、個人情報の適切は取扱いに留意する。

(付属別紙2) サービス提供の標準的な流れ



そ

- 1、 認知症の発生及び要延等に関する取り組みの徹底を定める観点から相対的整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組む。
- 2、 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止する為の指針の整備、研修の実施、担当者を定める。担当者：管理者 松本祐輔

3、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

4、業務継続計画の策定等

安定した事業が継続できるよう事業継続計画（新型コロナウイルス感染症対策、災害時等）を作成し非常災害時でも安定したサービスの継続が出来るよう取り組む。

5、医療との連携

利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当のケアマネジャーの氏名や連絡先についてその医療機関へお伝え頂くようお願いします。

ケアマネジャーは、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けた時や必要がある時は、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身又は生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師等に提供します。

ケアマネジャーは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、ケアマネジャーはその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 〒811-2128
糟屋郡宇美町宇美中央 1-3-3
名称 きららケアプランサービス
管理者 松本祐輔

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(代理人)

住所
氏名

本人との関係（続柄）